

虐待防止委員会規程

（目的）

第1条 本規定は、有限会社太陽福祉事業が運営する各福祉サービス事業所、また施設における虐待の防止とその適切な対応（以下「虐待防止」という）の推進に努め、利用者の安全と人権を擁護することを目的とする。

（委員会の設置）

第2条 委員会は次のとおりとする。

- 1) 委員は、必要のある員数とし法人代表者が任命する。
- 2) 委員会は委員長、副委員長、虐待防止責任者をもって組織する。
- 3) 委員長は法人代表者が任命するものとし副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 4) 委員長が事故ある時は副委員長が職務を代行する。
- 5) 委員には、虐待対応規程に定める第三者委員会を加えることが出来る。

（委員会の開催）

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、年1回の定例会を開催するものとし、委員長が招集する。
- 2) 臨時として、虐待の通報受付時等に委員長が招集し開催する。

（委員会の実施）

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 職員倫理要綱を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 虐待や虐待通報があるとき、又は、虐待のおそれがある時は、虐待防止責任者と連携を持って、虐待防止委員会において対応する。
- 3) 虐待防止に係る研修を新規職員採用時及び年1回行うこととする。
- 4) その他、法令及び制度の変更があるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

（委員会の責務）

第5条 1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

- 2) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要がある時は職員に直接改善を求め、指導することとする。
- 3) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者虐待のおそれのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、共同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(その他)

第6条

- 1) 苦情及び説明・同意については事業所の利用契約書及び重要事項説明書に準拠し対応する。

(附則)

- 1) 本規定は令和4年4月1日より実施する